

＜資料３＞

若年者向け消費者問題啓発動画作成・周知啓発業務委託
企画提案審査委員会設置要領

（目的）

第１条 この要領は、若年者向け消費者問題啓発動画作成・周知啓発業務委託企画提案審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

（設置）

第２条 若年者向け消費者問題啓発動画作成・周知啓発に関する企画提案内容の審査及び委託候補者を選定するため、審査委員会を置く。

（組織及び委員の任期）

第３条 審査委員会は、次の者をもって構成する。

- （１） 県民生活課長
- （２） 県民生活課長が指名する者
- ２ 審査委員会の委員長は県民生活課長が務める。
- ３ 第１項による委員は、県民生活課長が委嘱する。
- ４ 委員の任期は契約相手方の決定の日までとする。

（会議）

第４条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- ２ 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- ３ 委員会の会議は、非公開とする。
- ４ 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査委員会に出席し、審査することができる。

（審査の実施方法）

第５条 委員又は委員の代理は、別表の評価票に基づき審査を実施し、点数を付すものとする。

- ２ 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第１位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の合計点数の平均が配点の６割未満である場合には、選定しない。

（その他）

第６条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

- ２ 事務局は県民生活課に置く。

附 則

この要領は、令和７年５月１５日から施行する。

別表

若年者向け消費者問題啓発動画作成・周知啓発業務委託
 企画提案競技「評価採点票」

評価項目及び配点		評価点 ※○を記入	係数	点数
評価の観点				
1 動画作成（配点：45点）				
・若年者層への訴求効果が高く、かつ、ターゲットが最後まで飽きずに視聴できるような表現、内容になっているか。		5・4・3・2・1	3	
・仕様書に記載した事例を理解した動画になっているか。		5・4・3・2・1	2	
・消費者ホットライン「188(いやや)」を印象づけるための工夫をしているか。		5・4・3・2・1	2	
・サムネイル画像及び啓発用チラシは目を引くための工夫をしているか。		5・4・3・2・1	2	
2 ウェブ広告(配点：15点)				
・配信媒体は広告効果の高いものか。		5・4・3・2・1	2	
・配信期間は事業効果が高い時期に設定されているか。		5・4・3・2・1	1	
3 業務実施体制及び実績(配点：10点)				
・県が求める業務及び提案内容を実施する体制が確立されているか。		5・4・3・2・1	1	
・過去に同種の業務内容について、受託実績が十分にあるか。		5・4・3・2・1	1	
4 総合評価(配点：20点)				
・提案内容について、提案者独自の優れた提案内容がもりこまれているか。		5・4・3・2・1	2	
・その他、特別考慮できるような加点要素があるか。		5・4・3・2・1	2	
5 女性の活躍推進に関する取組の加点(配点：最大5点)※配点表1【女性の活躍推進】				
6 賃金水準の向上に関する取組の加点(配点：最大5点)※配点表2【賃金水準の向上】				
		合計		／100点

【採点基準】
 5点 特に良い。
 4点 良い。
 3点 普通である。
 2点 やや劣る。
 1点 劣る。

○配点表 1 【女性の活躍推進】

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の 企業	女活法 ※ 2	各	最大
		次世代法 ※ 2	0.25	0.5
えるぼしチャレンジ企業認定 ※ 1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※ 2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※ 2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※ 2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※ 3		各 0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰 ※ 3			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※ 3			
	男女共同参画社会づくり表彰			
合計			5	

注 1 一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注 2 複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。最大 5 点。）により配点を行うものとする。

注 3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第 3 位を四捨五入）により配点を行う。

※ 1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は令和 4 年 5 月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※ 2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

※ 3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

○配点表 2【賃金水準の向上】

「賃金水準の向上」の加点措置の評価は、給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率（百分率の小数点以下第3位を四捨五入）に準じて加算する。

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※4	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

注1 平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 複数の大区分に該当する場合は、その合計点（最大5点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※4 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。